平成２５年（フ）第７号
島根県出雲市口宇賀町482番地
債務者　大福　里志
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　周藤　　滋
4　破産債権の届出期間　平成25年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月16日午後４時15分
6　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第６号
高知県須崎市吾井郷乙2211番地２
債務者　岩崎　義一
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中谷　拓朗
4　破産債権の届出期間　平成25年３月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２５年（フ）第１１１号
東京都多摩市愛宕４丁目18番地の18ユニカ多摩寮Ｂ館303
債務者　宇陀美寿寿
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　和典
4　破産債権の届出期間　平成25年４月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１６号
群馬県前橋市南町３丁目21番地11　アドヴァンスナガイⅡ602号
債務者　櫻井　和男
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石渡　啓介
4　破産債権の届出期間　平成25年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月21日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第７１５号
静岡県焼津市東小川７丁目９番地の18
債務者　増田　明雄
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　樹史
4　破産債権の届出期間　平成25年４月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月28日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２５号
東京都昭島市福島町３丁目10番２号
債務者　勝田　孝雄
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　啓介
4　破産債権の届出期間　平成25年３月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月29日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５５号
新潟市秋葉区荻島１丁目16番28号　ハイツイースト102号、前住所新潟市秋葉区新津本町４丁目９番19号
債務者　落合　貞夫
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江花　史郎
4　破産債権の届出期間　平成25年４月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月10日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６号
北海道北見市緑ケ丘２丁目１番16号　横山ハイツ206号
債務者　加藤　正明
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　信孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第８５２号
宮城県黒川郡富谷町明石台６丁目14番地11
債務者　上田　陽子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大久保さやか
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月７日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２５号
仙台市若林区大和町５丁目10番18―508号
債務者　澤口　将司
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　手島　道夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月25日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１３６号
長野県上田市上田2079番地１　カサデフローラ201号
債務者　吉田　美紀（旧姓宮下）
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　利夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月21日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第５０号
滋賀県守山市大門町10番地２　ヴィラ守山203号、前住所大津市南郷５丁目12番10―1005号
債務者　丸山　　聡
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　聡子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２号
神戸市兵庫区荒田町１丁目９番19号　医療法人仁風会小原病院内、従前の住所神戸市兵庫区駅南通５丁目２番７―3403号
債務者　杉本　槽一
成年後見人　大濱　　勉
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤猪平次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月21日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５０８号
兵庫県加古川市平荘町池尻595番地の35
債務者　旭　　政人
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷林　一憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１号
兵庫県姫路市書写1199番地３
債務者　上山貴玄こと　上山　高秀
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊井　公策
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月30日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部